

災害時における物資の供給等に関する協定書

平成27年7月16日

柏崎市 ・ 株式会社 ブルボン

災害時における物資の供給等に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社ブルボン（以下「乙」という。）とは、災害発生時における物資の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力要請）

第1条 災害時又は災害の発生するおそれがある場合において、甲は乙に対し、必要があると認めるときは、次の事項について協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

- (1) 救援物資として、乙が保有する食料品等の供給に関すること。
 - (2) 津波襲来時における一時避難施設として、乙が所有する施設等の使用に関すること。
- ただし、第2号に規定する一時避難施設としての施設等の使用に関する協定は、別に定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、災害時協力要請書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次の各号に掲げるもののうちから、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) その他乙の取扱商品

（物資の費用負担）

第5条 乙が供給した食料品等の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、食料品等の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 食料品等の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、甲は、甲が指定する者に食料品等の品目及び数量等の確認を行わた上、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、乙から食料品を受領した後、速やかに災害時食料品等供給報告書（別記様式2）により

乙に通知するものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、甲乙間の合意により、乙が食料品等の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、期間満了の日の1か月前の日までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(解除)

第10条 この協定は、甲乙協議により改定又は解除することができる。ただし、この協定を解除しようとするときは、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1か月前の日までに、書面により相手方に通知しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月16日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

代表者 柏崎市長

会田 洋



新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号

乙 株式会社 ブルボン

代表取締役社長

吉田 康

